

第27回 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議 次第

日時 令和3年4月13日(火)

18時00分～19時30分

会場 庁議室

1 開会

2 議事

新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応

3 閉会

配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 病床使用率の推移
- 9 説明資料5 3週間の発生動向について（年齢別）
- 10 説明資料6 感染経路内訳（判明日ベース）
- 11 説明資料7 人口10万人あたりの新規陽性者数（1週間ごと）
- 12 説明資料8 ステージ指標の推移について
- 13 説明資料9 発症日別分析等

- 14 説明資料 10 変異株について
- 15 説明資料 11 高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数
- 16 説明資料 12 人流の状況について
- 17 説明資料 13 「まん延防止等重点措置」に基づく要請（案）

埼玉県新型コロナウイルス専門家会議出席者名簿

【委員（敬称略 五十音順）】

岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 所長（WEB 参加）
金井 忠男	埼玉県医師会 会長
川名 明彦	防衛医科大学校 教授（WEB 参加）
坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授（WEB 参加）
讃井 将満	自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長（WEB 参加）
竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長（WEB 参加）
松田 久美子	埼玉県看護協会 会長
光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター 教授（WEB 参加）

【県側参加者】

大野 元裕	知事
安藤 宏	危機管理防災部長（WEB 参加）
山崎 達也	福祉部長（WEB 参加）
関本 建二	保健医療部長
星 永進	保健医療部 参事
本多 麻夫	保健医療部 参事
岸本 剛	衛生研究所 副所長

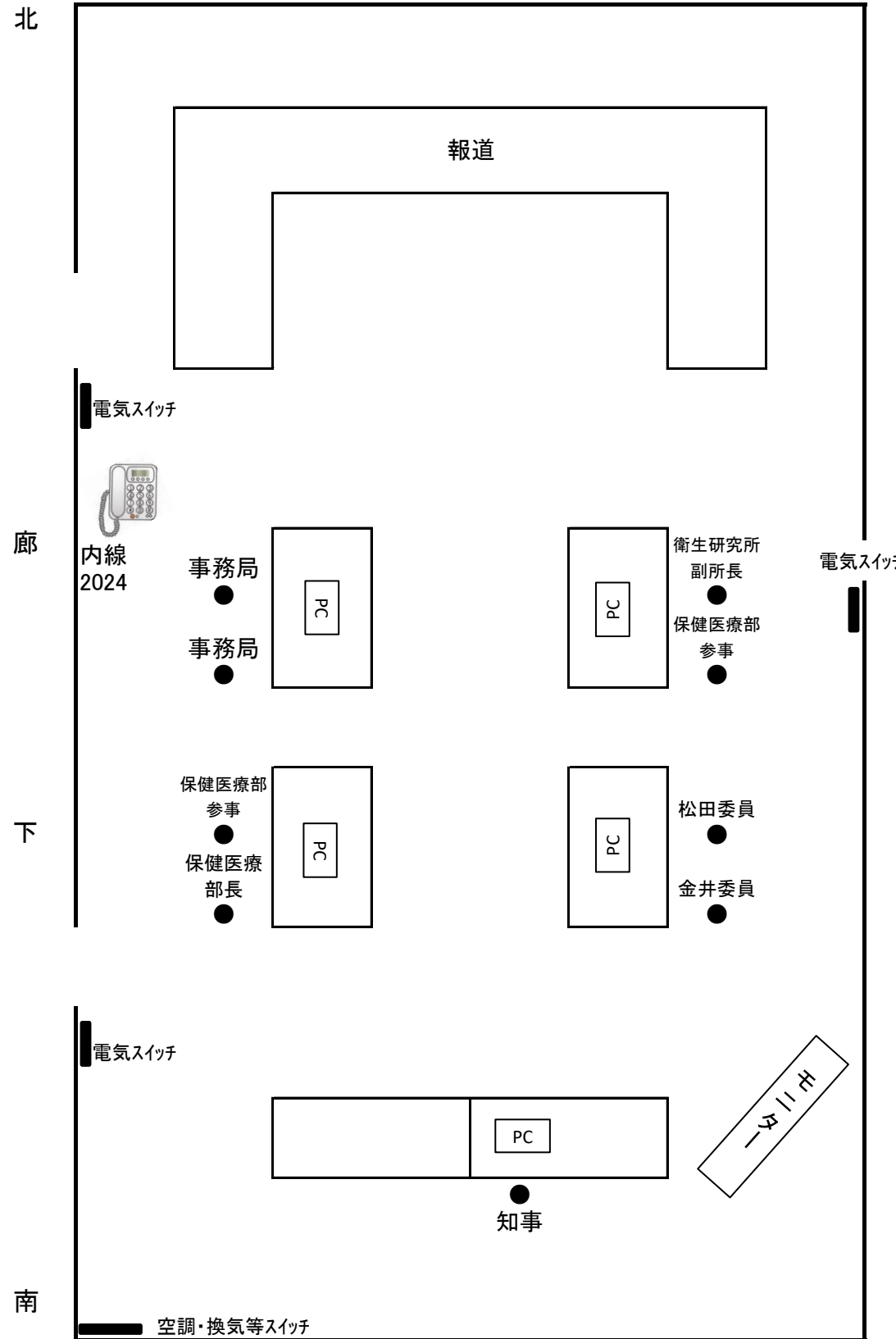
ご議論いただきたいポイント

埼玉県現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

ア 現状の分析・評価

イ 埼玉県における「まん延防止等重点措置」の公示を行うことに係る要請について

庁議室配席図



埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の感染症の専門家からなる「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(項目)

第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

第3条 専門家会議は、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。

2 主宰は知事が行う。

3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月27日から施行する。

附則

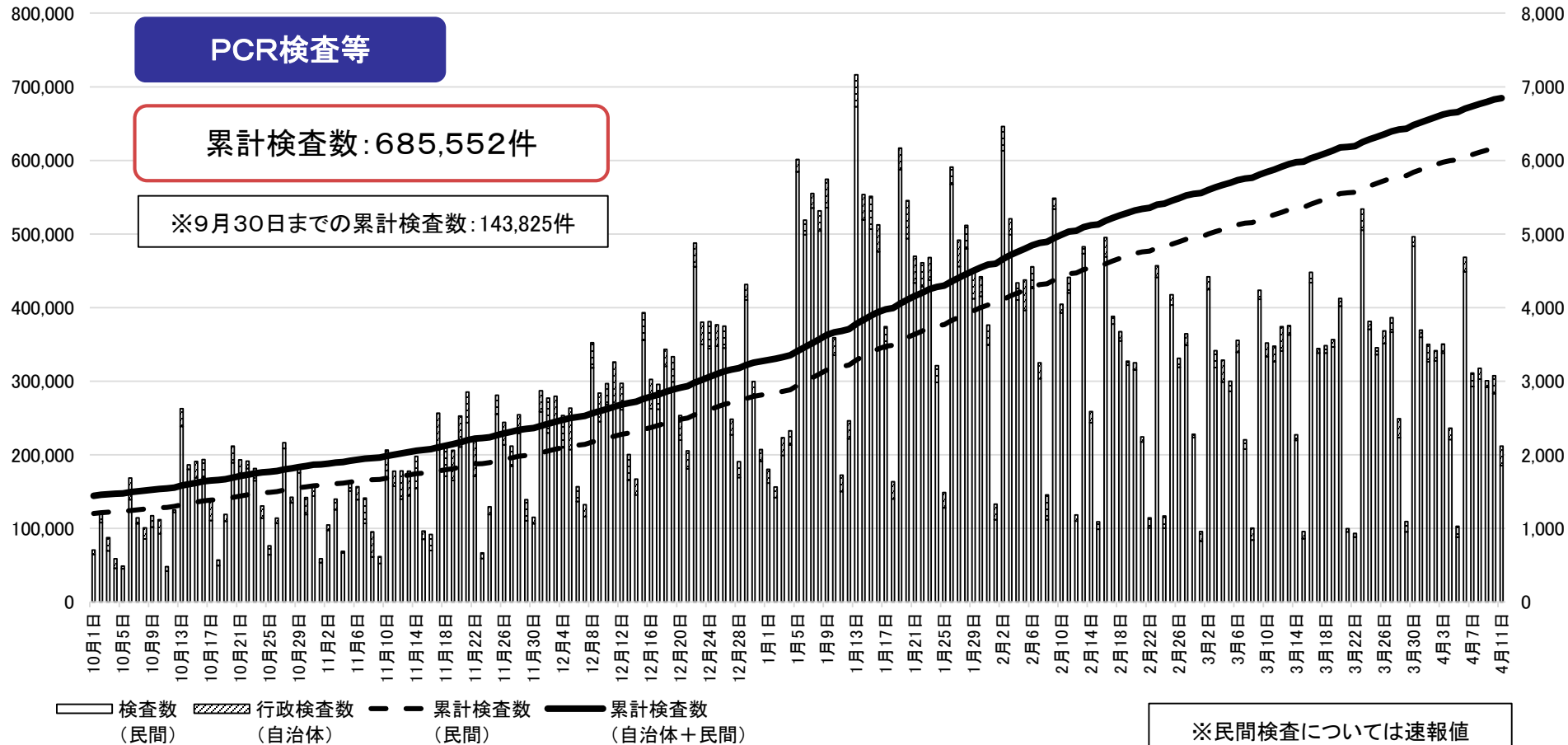
この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

別紙（第3条関係）

- 岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長
- 金井 忠男 埼玉県医師会 会長
- 川名 明彦 防衛医科大学校 教授
＜内科学（感染症・呼吸器）＞
- 坂木 晴世 国際医療福祉大学大学院 准教授
＜医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野＞
感染症看護専門看護師
- 讃井 将満 自治医科大学附属さいたま医療センター 副センター長
- 竹田 晋浩 かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
- 松田 久美子 埼玉県看護協会 会長
- 光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター教授
＜感染症科・感染制御科＞

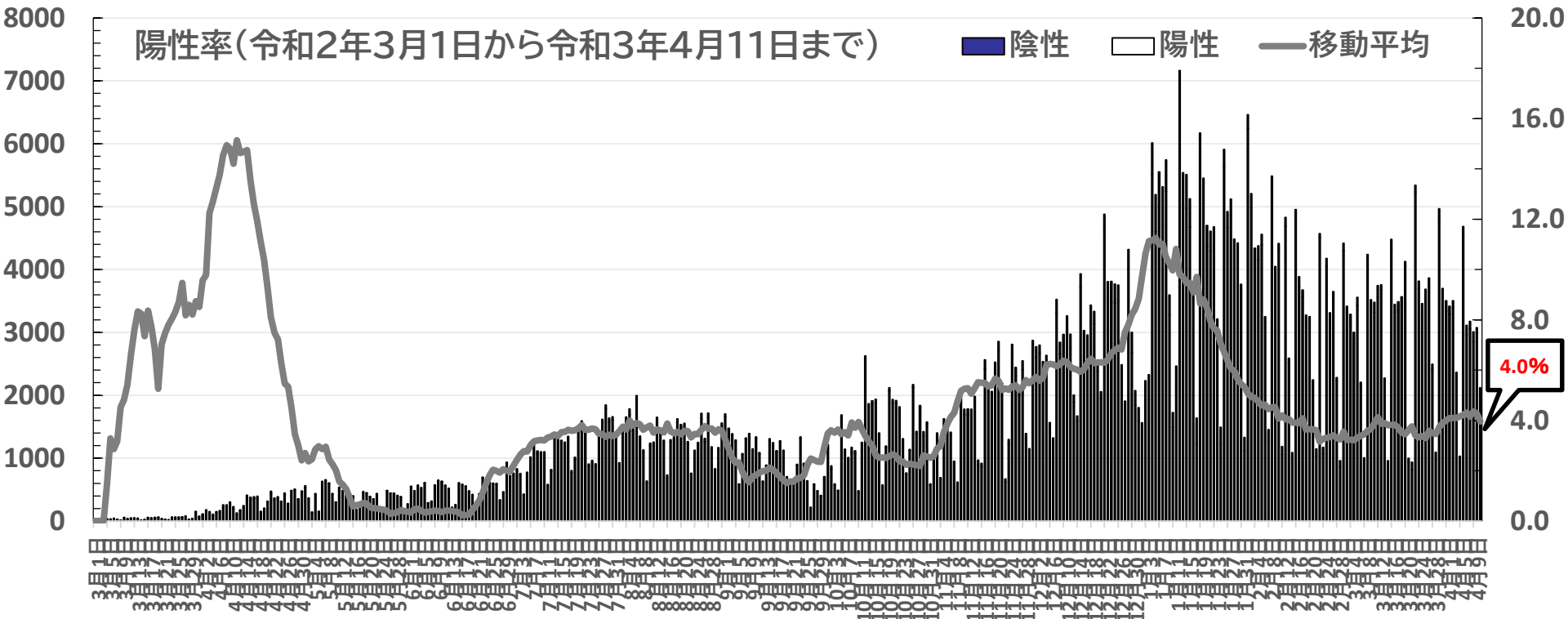
PCR検査等の現状

資料 1



陽性率の推移

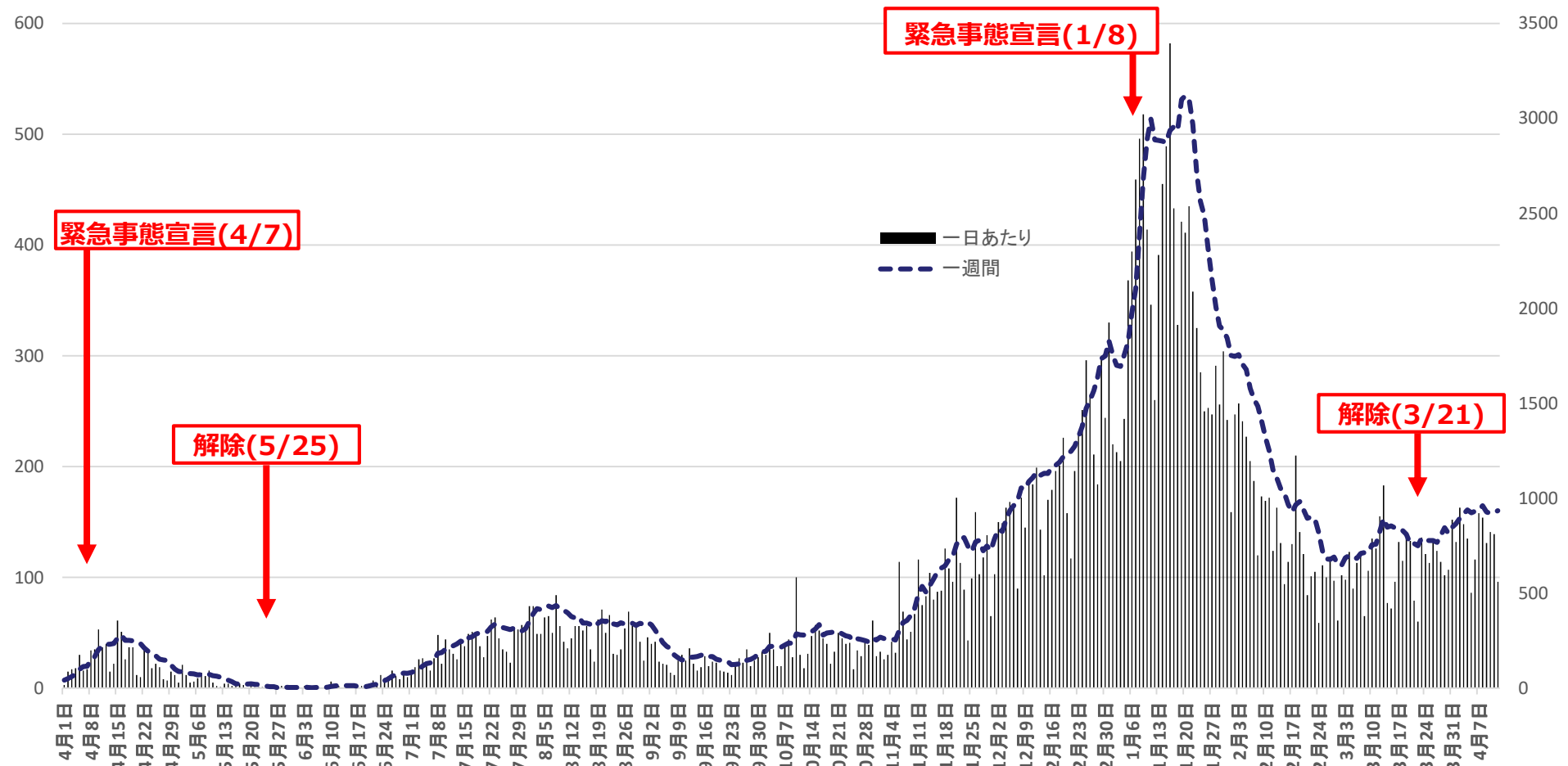
資料 2



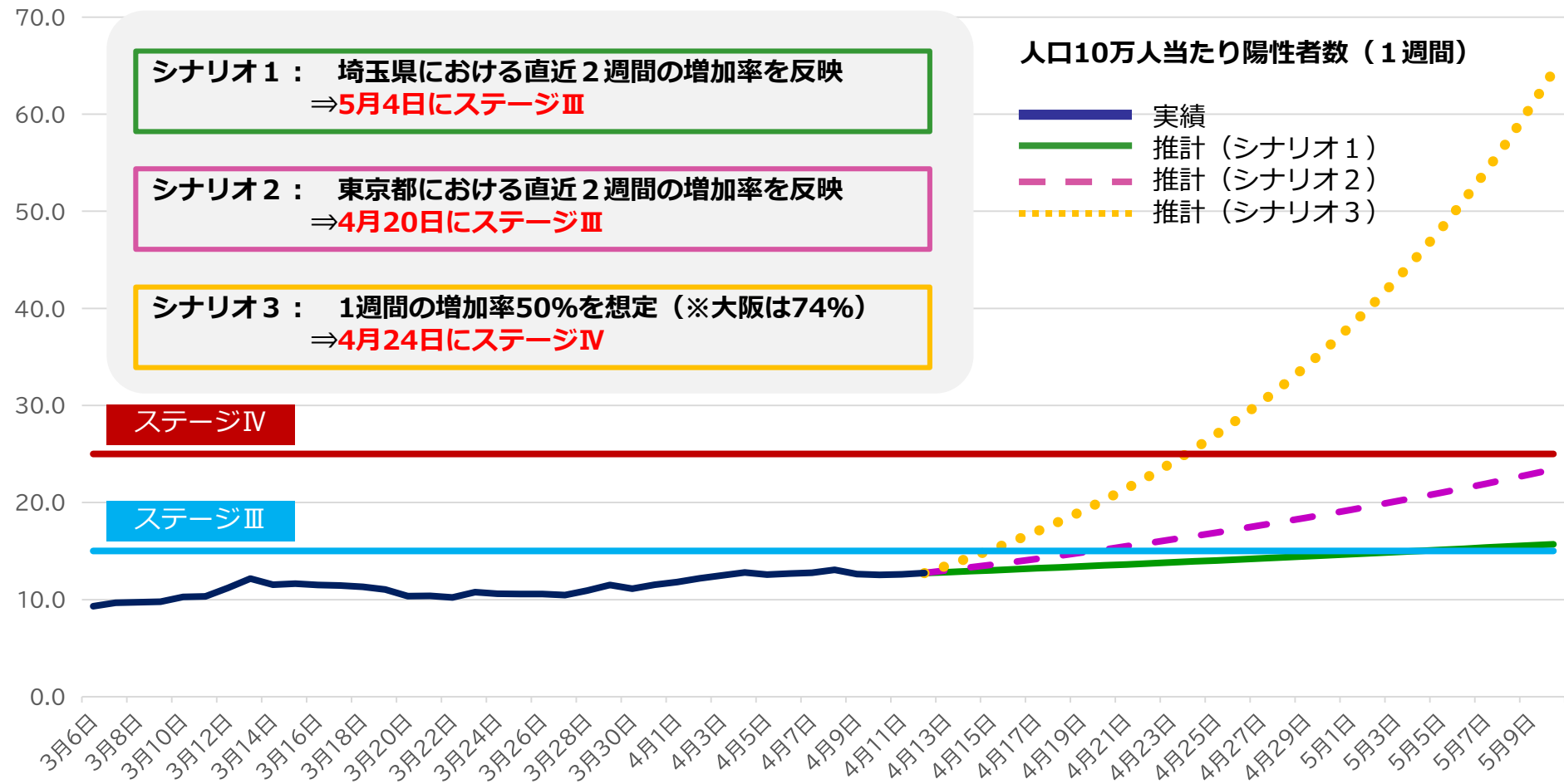
※陽性率は、民間検査の検査人数が報告されるまでのタイムラグなど日々の結果のばらつきを平準化し全体の傾向を見る趣旨から、移動平均の値を使用。
「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。
※陰性確認のための検査は含まれていない。

陽性者数の推移(日別)

資料 3

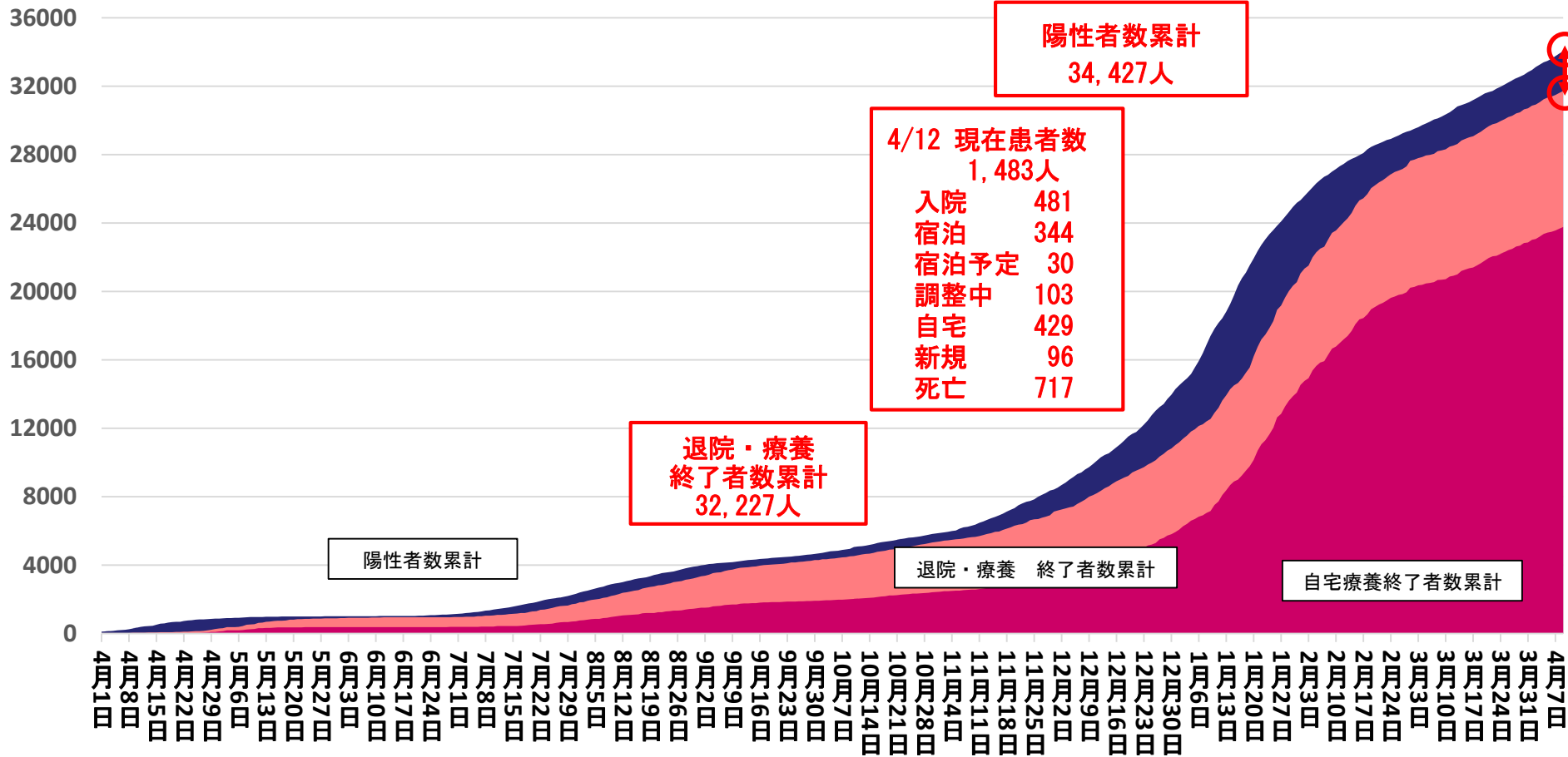


今後の新規陽性者推計について(4月12日時点)



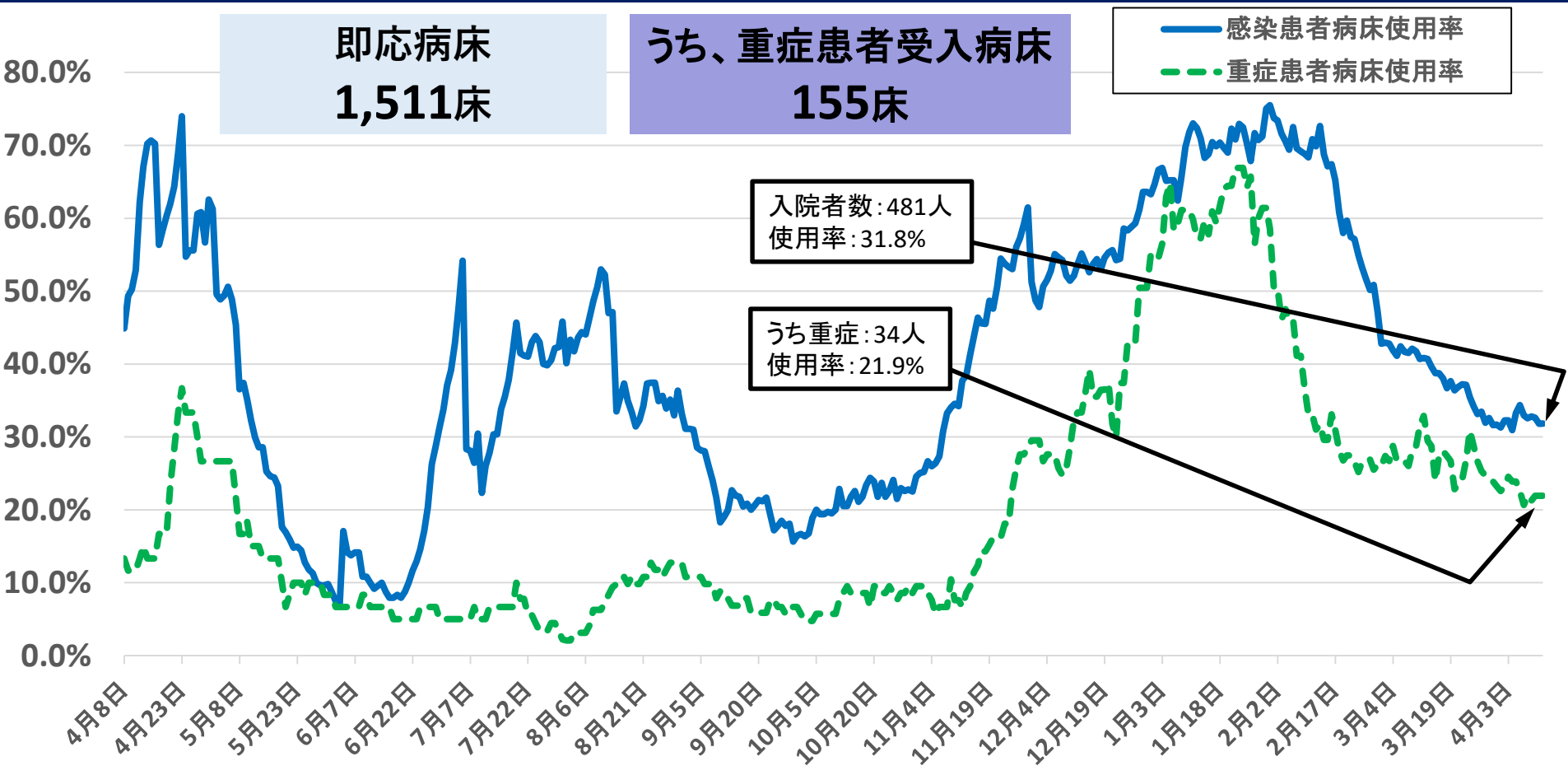
陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

資料 3-2



病床使用率の推移

資料 4

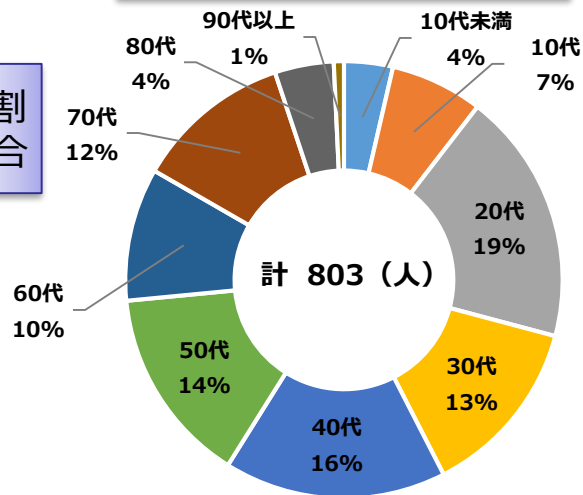


3週間の発生動向について(年齢別)

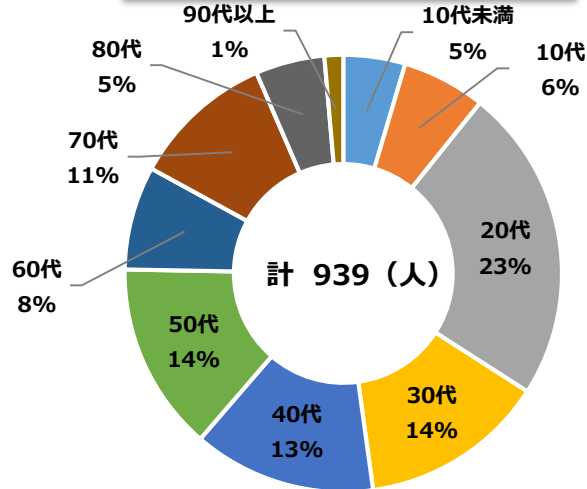
資料5

①3月22日～3月28日

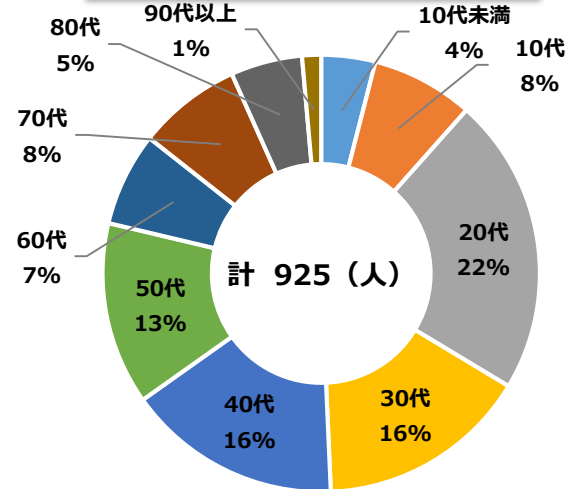
割合



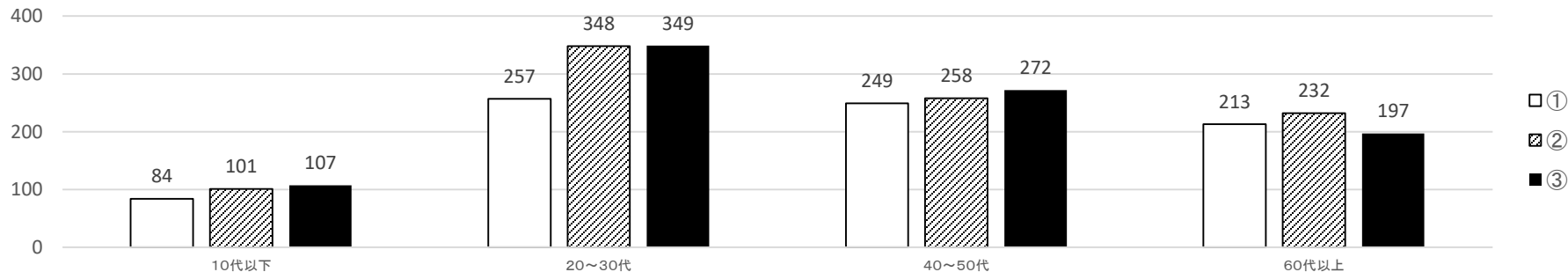
②3月29日～4月4日



③4月5日～4月11日

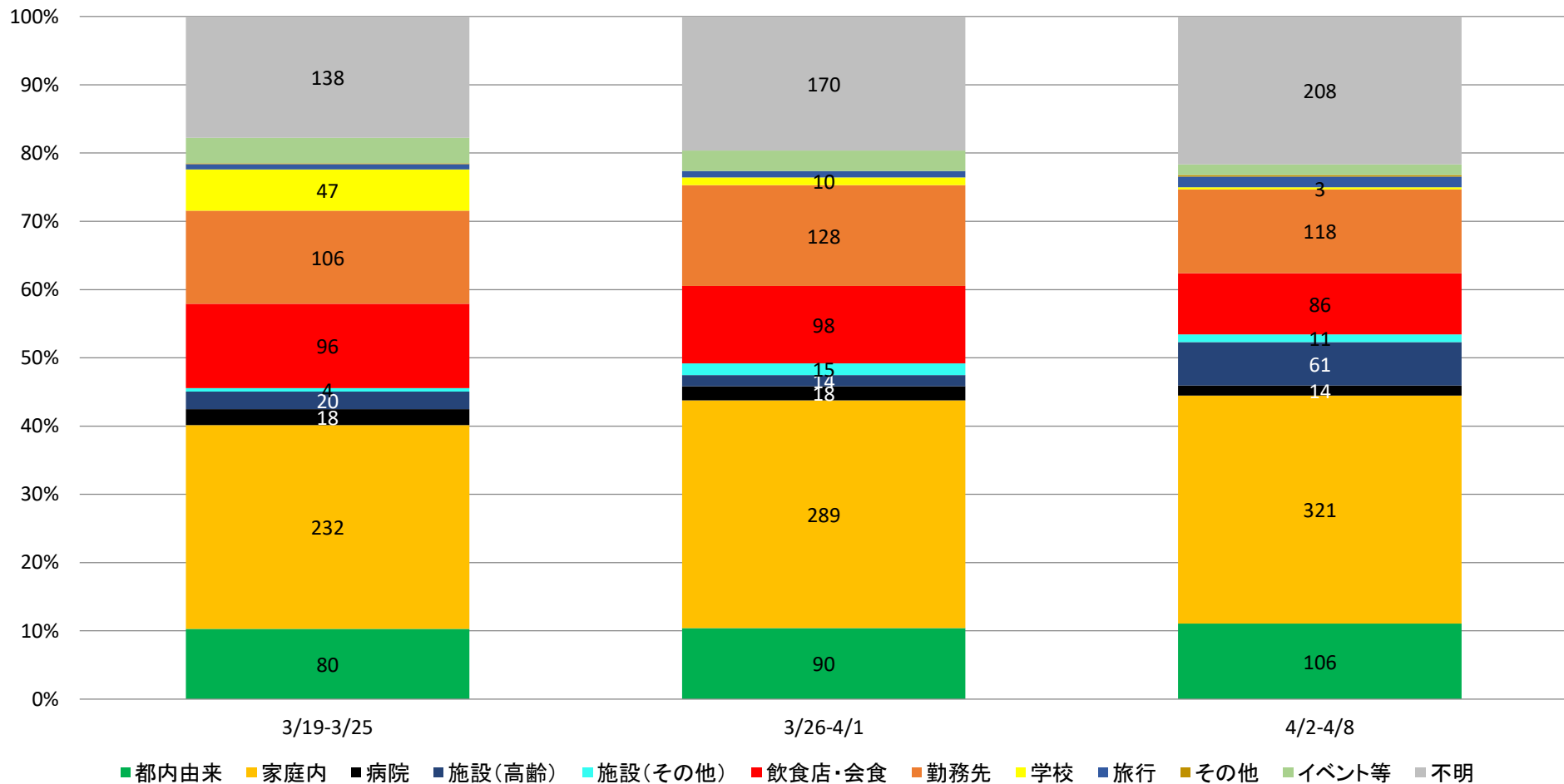


実数



感染経路推移【1週間ごと・構成比】(判明日ベース)

資料6



人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)

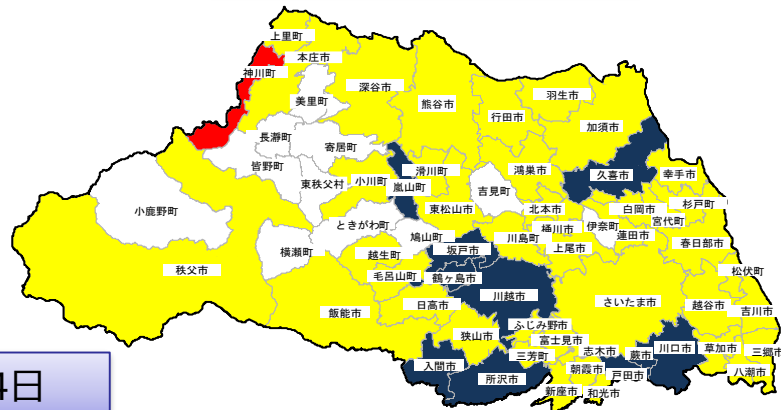
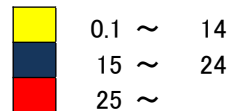
資料7

3月22日～3月28日

4月5日～4月11日

3月29日～4月4日

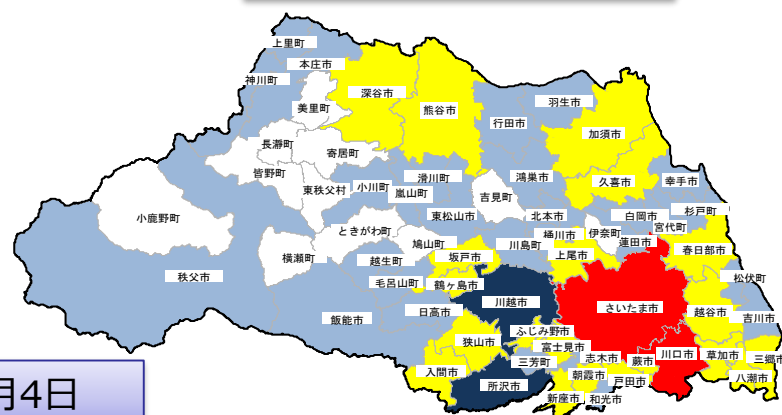
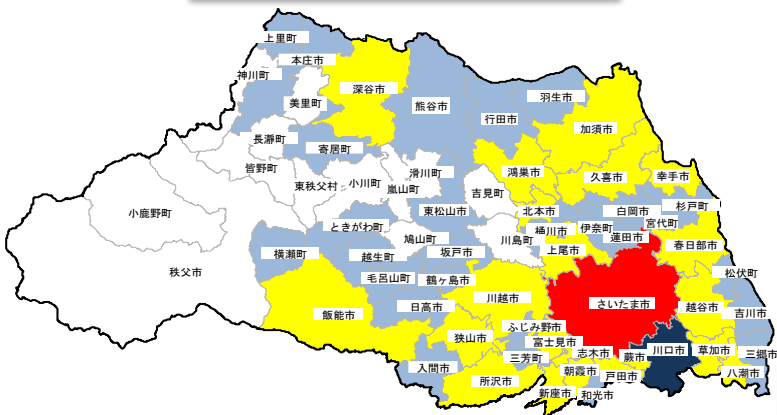
(人口10万人あたりの人数)



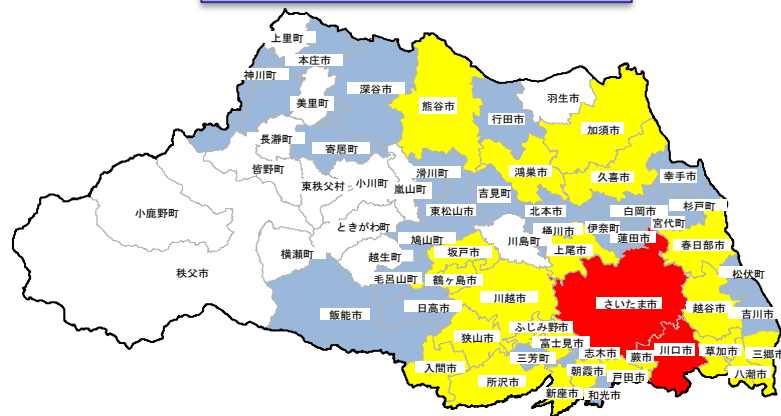
市町村別新規陽性者数(1週間ごと)

3月22日～3月28日

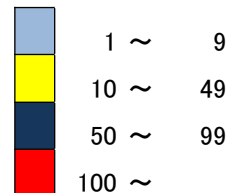
4月5日～4月11日



3月29日～4月4日



(新規陽性者数)



埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

資料 8

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	3月29日		4月5日		4月12日
病床全体占有率	確保想定病床の 占有率20%以上 (50%以上)	32.6% (494/1,515)	➡	33.3% (501/1,506)	↘	31.8% (481/1,511)
うち重症病床占有率	確保想定病床の 占有率20%以上 (50%以上)	18.5% (37/200)	➡	18.5% (37/200)	↘	17.0% (34/200)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数15人以上 (25人以上)	18.9人 (1,389人)	➡	19.7人 (1,446人)	➡	20.2人 (1,483人)
PCR検査陽性率 (※ 1週間の平均)	10%	3.5%	➡	4.2%	↘	4.0% ※4月11日の数値
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	11.5人 (845人)	➡	12.6人 (923人)	➡	12.7人 (935人)
直近 1 週間と 先週 1 週間の比較	直近 1 週間が 先週 1 週間より多い	1.13	↘	1.09	↘	1.01
感染経路不明割合	50%	50.8%	↘	46.7%	➡	47.6%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その前 の7日間の新規陽性者数)^(5日※/7 日)※平均世代時間を5日と仮定	1.089	↘	1.065	↘	1.009

ステージ指標1都3県比較（0412時点）

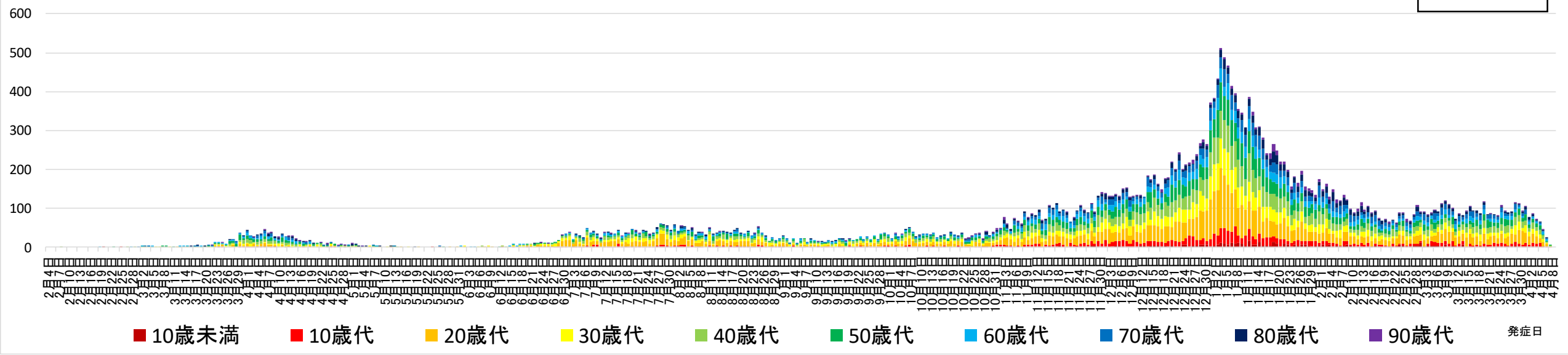
資料8-1

	医療提供体制などの負荷			監視体制	感染の状況		
	病床のひっ迫具合		療養者数	PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と先週1週間の比較	感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	確保想定病床の20%以上 (50%以上)		人口10万人当たりの 全療養者数 15人以上 (25人以上)	10%	1週間 10万人当たり 15人以上 (25人以上)	直近1週間が 先週1週間より多 い	50%
埼玉県	31.8%	17.0%	20.2人	4.0%	12.7人	1.01	47.6%
東京都	29.4%	^{※1} (12.7%)	28.7人	5.1%	23.9人	1.22	60.9%
神奈川県	19.9%	12.6%	12.4人	4.5%	10.5人	1.16	52.4%
千葉県	25.1%	8.9%	15.9人	4.8%	10.0人	0.91	57.4%

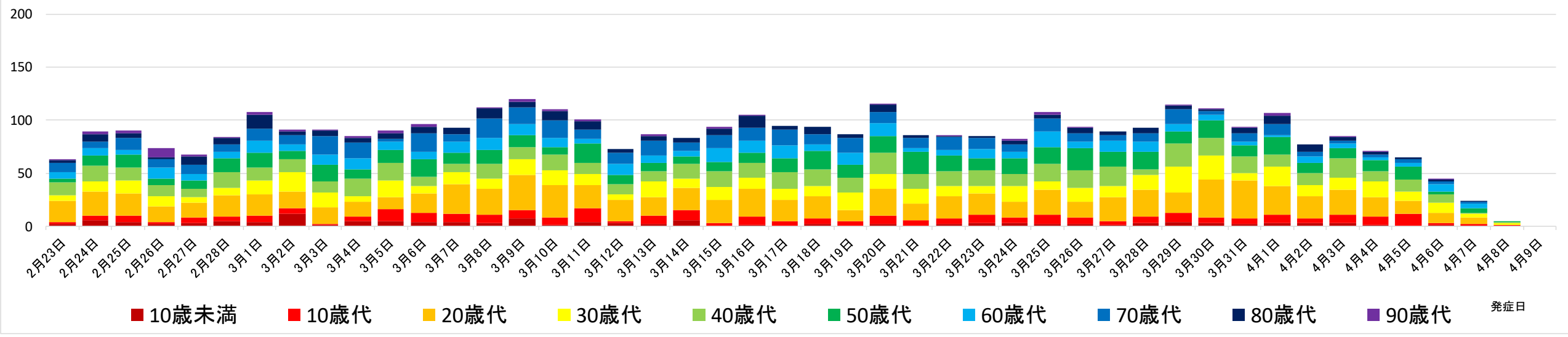
※各自治体HP等による

※1東京都の定義による重症者数を計上

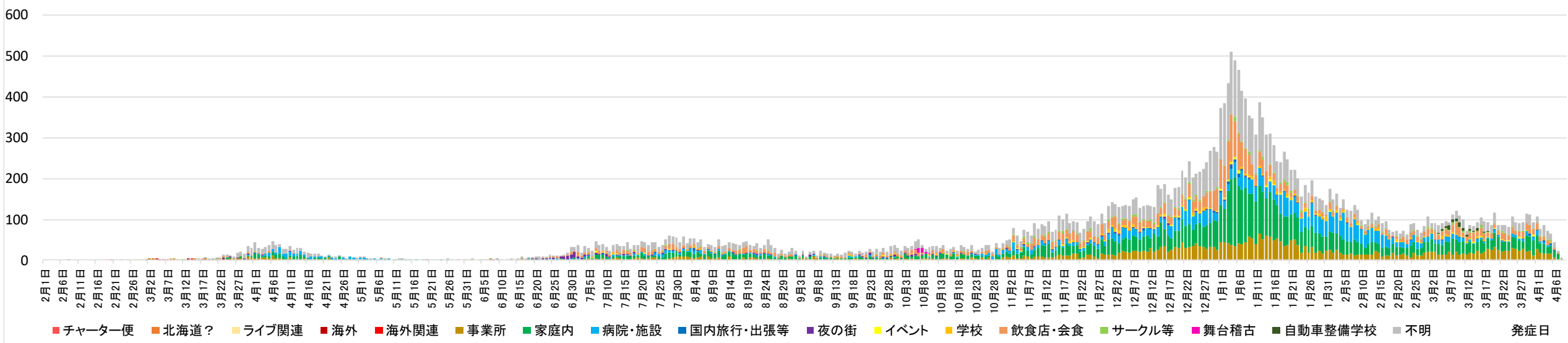
年齢別発症者数



年齢別発症者数
2021年2月23日～2021年4月9日

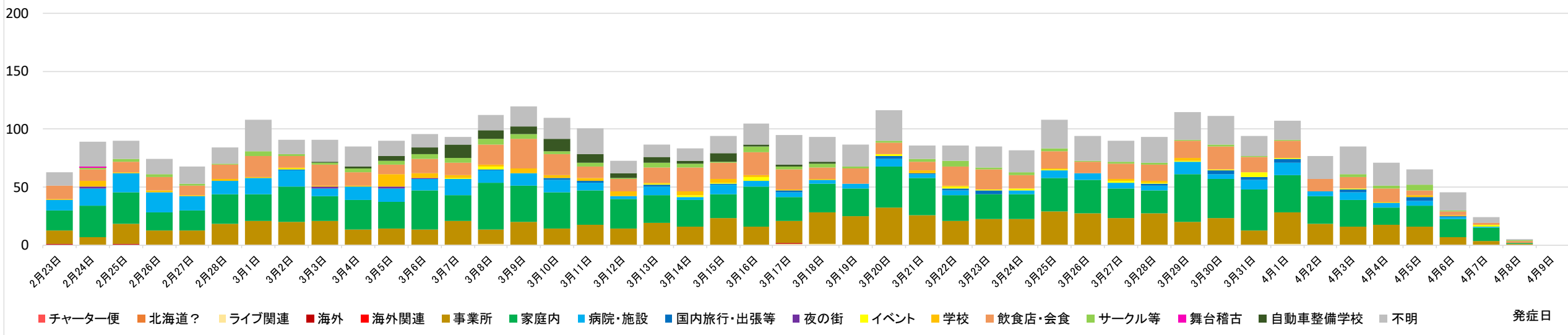


感染原因別発症者数



感染原因別発症者数

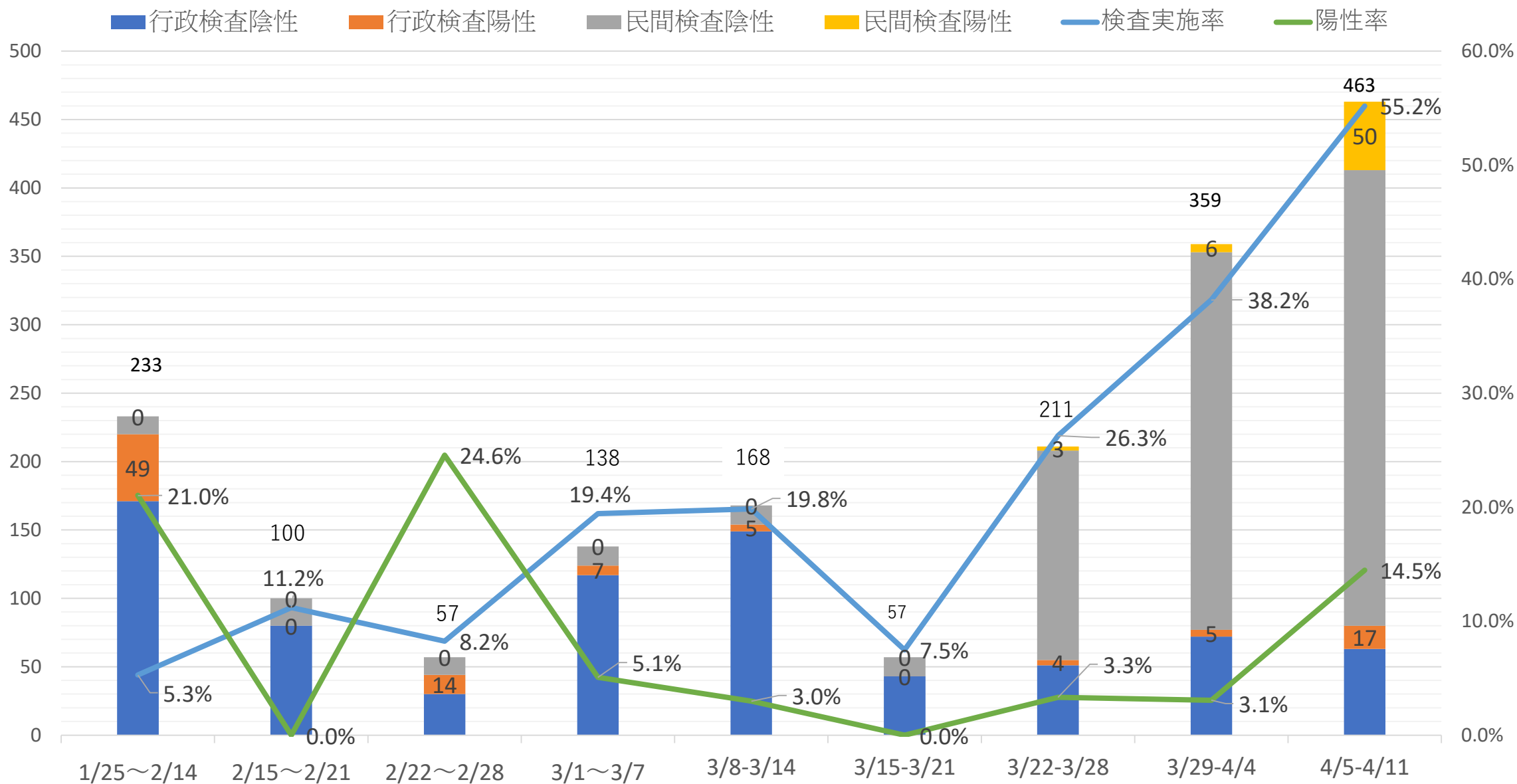
2021年2月23日～2021年4月9日



埼玉県内のN501Y変異株PCR検査の実施状況

検査期間	新規 感染者数	検査 実施数			検査 実施率	変異株 PCR 陽性者 数	陽性率
			(行政)	(民間)			
1/25-2/14	4,418	233	220	13	5.3%	49	21.0%
2/15-2/21	894	100	80	20	11.2%	0	0.0%
2/22-2/28	691	57	44	13	8.2%	14	24.6%
3/1-3/7	710	138	124	14	19.4%	7	5.1%
3/8-3/14	847	168	154	14	19.8%	5	3.0%
3/15-3/21	762	57	43	14	7.5%	0	0.0%
3/22-3/28	803	211	55	156	26.3%	7	3.3%
3/29-4/4	940	359	77	282	38.2%	11	3.1%
4/5-4/11	839	463	80	383	55.2%	67	14.5%
全検査期間 (R3.1/25~4/11)	10,903	1,786	877	909	16.4%	160	9.0%

N501Y変異株PCR検査実施状況の推移



埼玉県内のゲノム解析結果

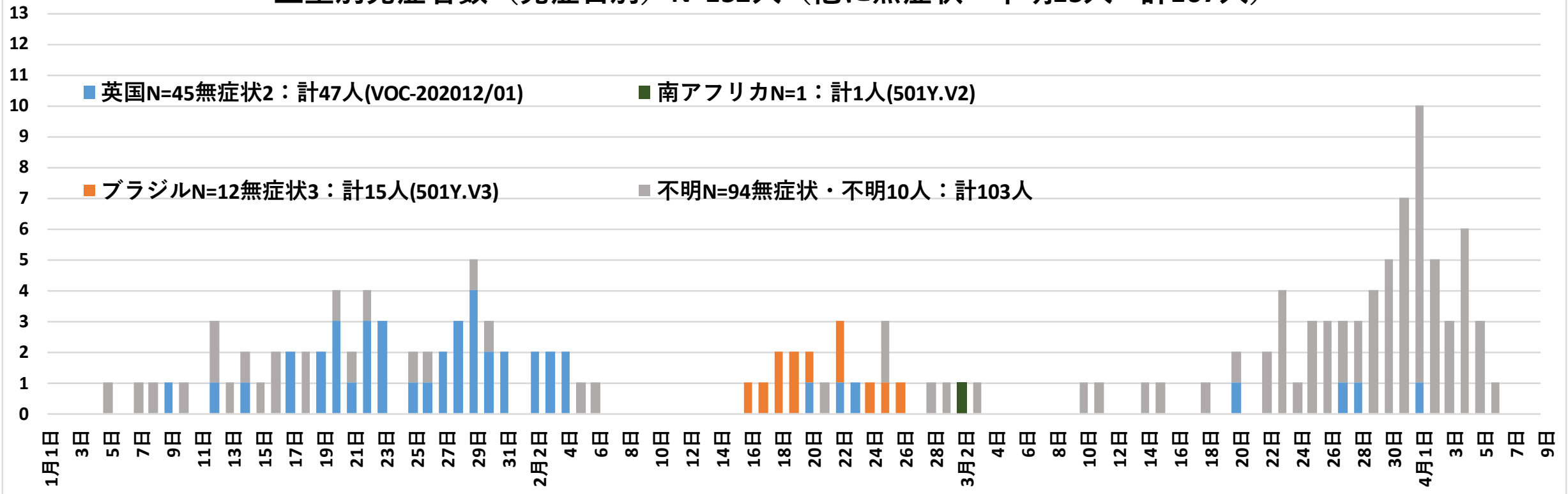
(令和2年3月16日～令和3年4月12日)

検査件数	検査件数 (件)	解析可能件数 (件)	英国株 (件)	南アフリカ・ ブラジル株 (件)	E484K (件)
国立感染症研究所	1, 0 4 0	9 1 0	4 7	1 5	2 6
県衛生研究所	1 3 4	1 1 3	1 0	1	7 6
計	1, 1 7 4	1, 0 2 3	5 7 (5.6%)	1 6 (1.6%)	1 0 2 (10.0%)

4/13集計

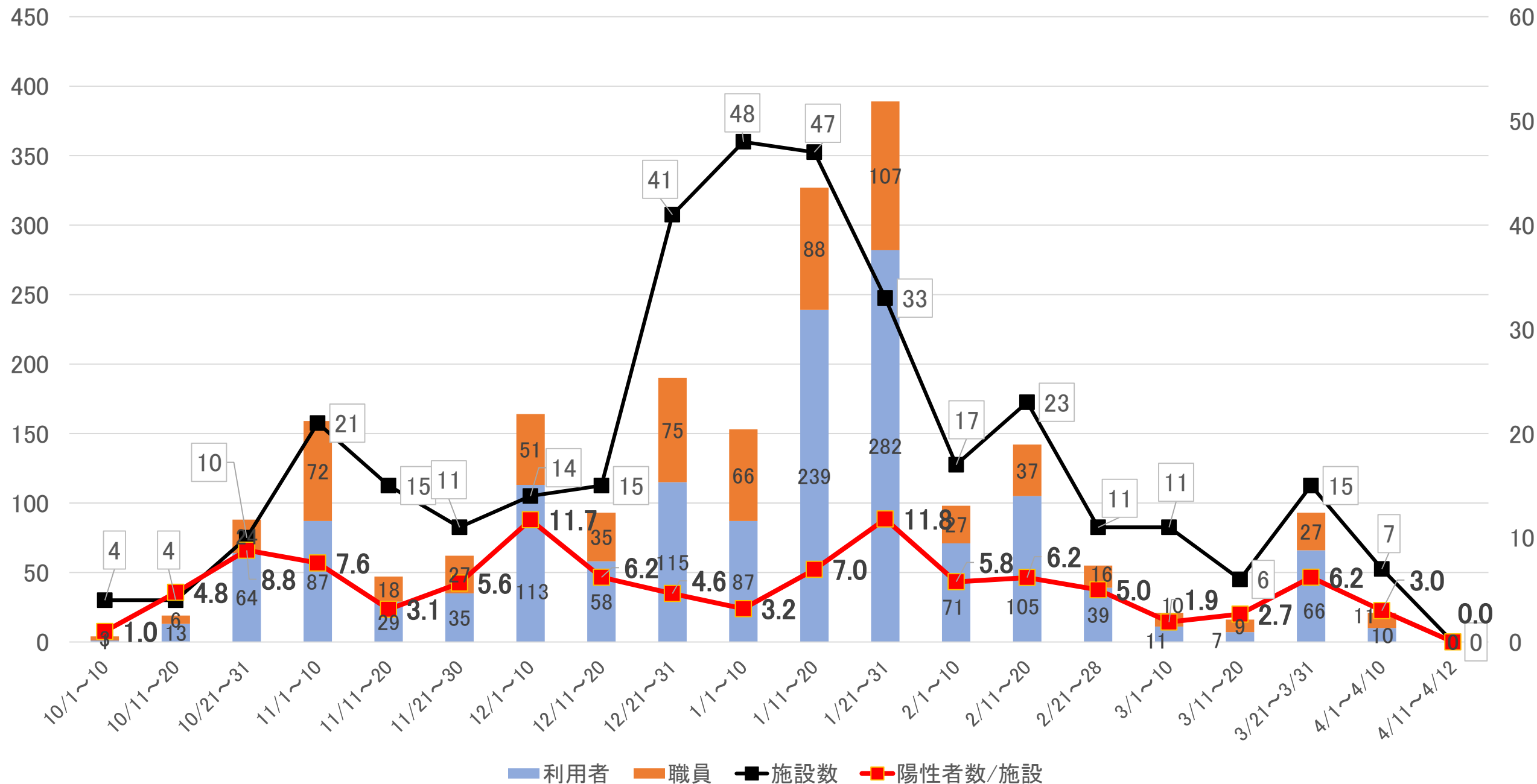
N501Y (変異株)

人 501Y関係者全て 亜型別発症者数 (発症日別) N=152人 (他に無症状・不明15人 計167人)

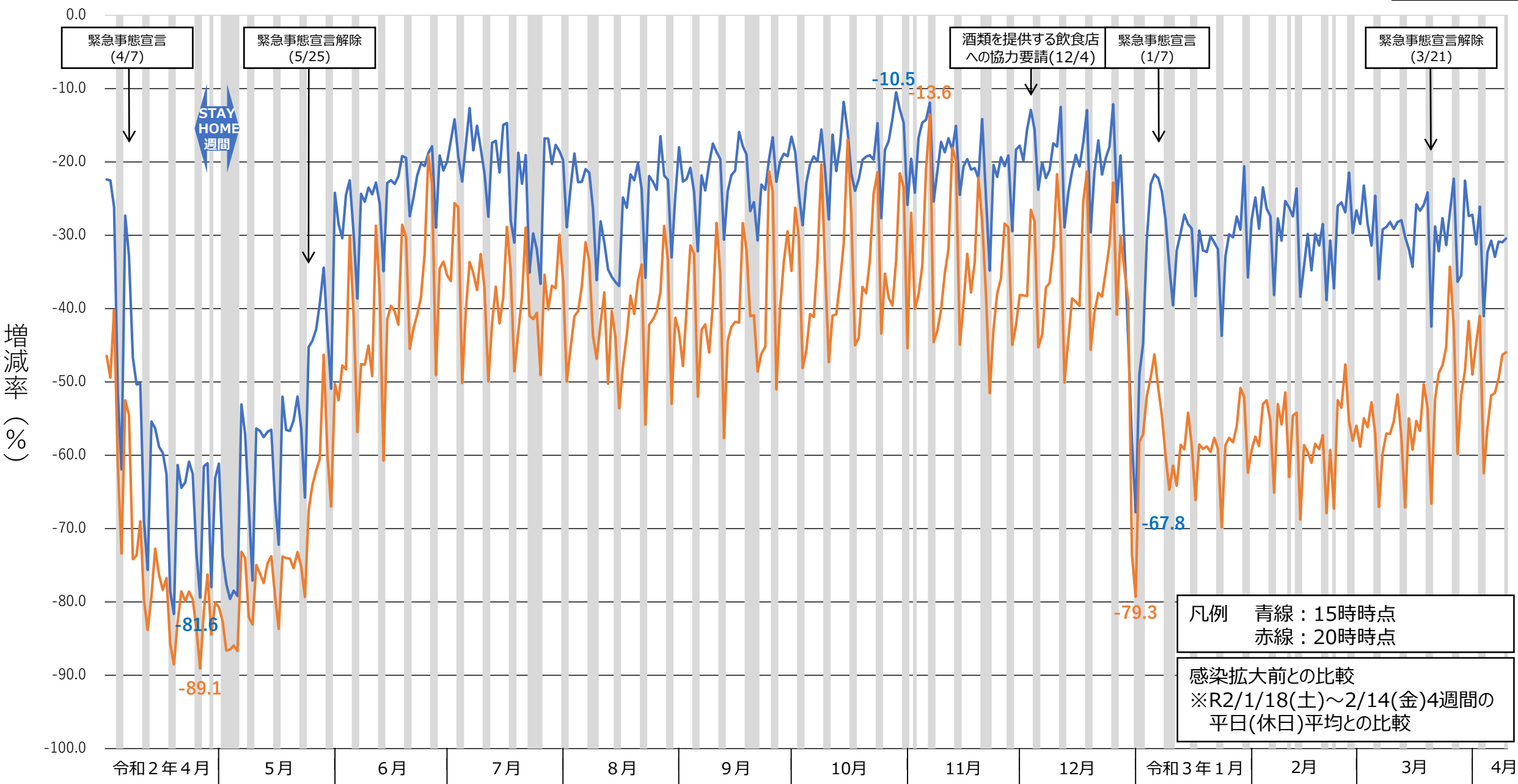


高齢者施設における感染発生施設数及び陽性者数(職員・利用者)

(10日間ごと、初発日ベース) 令和3年4月12日現在



大宮駅周辺（半径500m）1日当たり滞在者増減率（居住者を含まない）



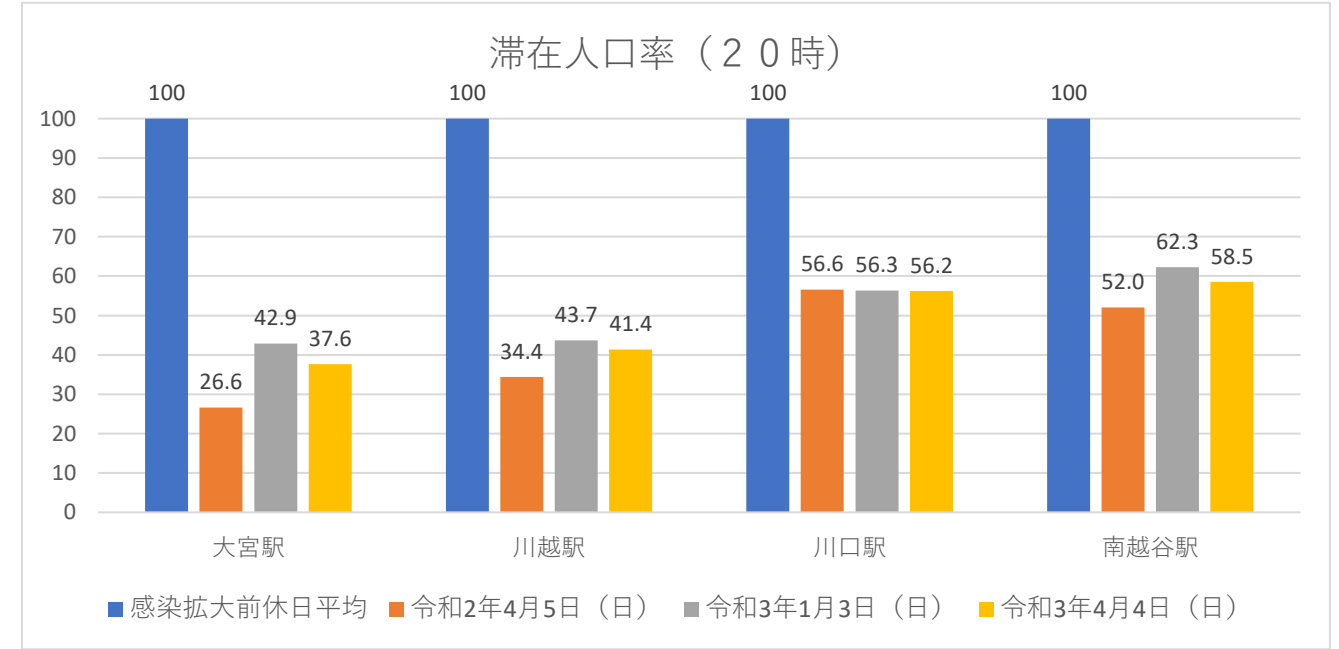
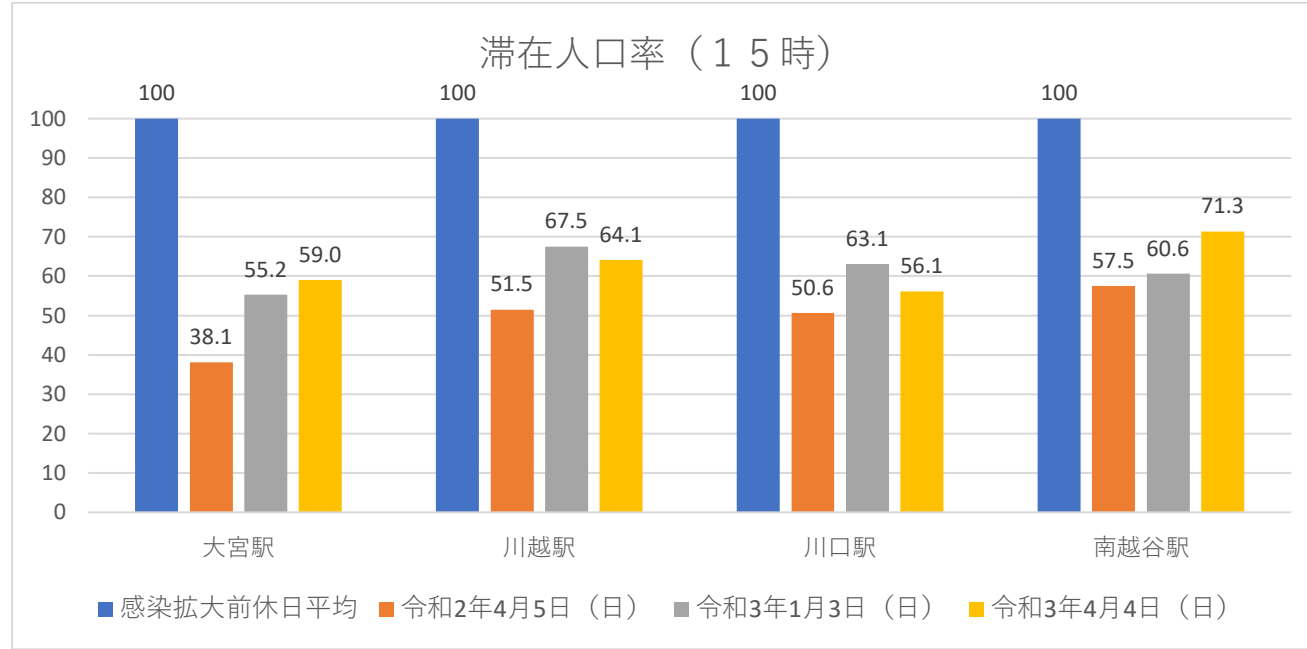
※データ出典：KDDI Location Analyzer（KDDIがauスマートフォンユーザー同意のもとで取得し、誰の情報であるかわからない形式に加工した位置情報データおよび属性情報（性別・年齢層）を使用しています。）

埼玉県内の主要駅周辺の滞在人口増減状況(居住者を含まない)

資料12-1

○感染拡大前(令和2年1月18日(土)~2月14日(金)4週間の休日平均)との比較

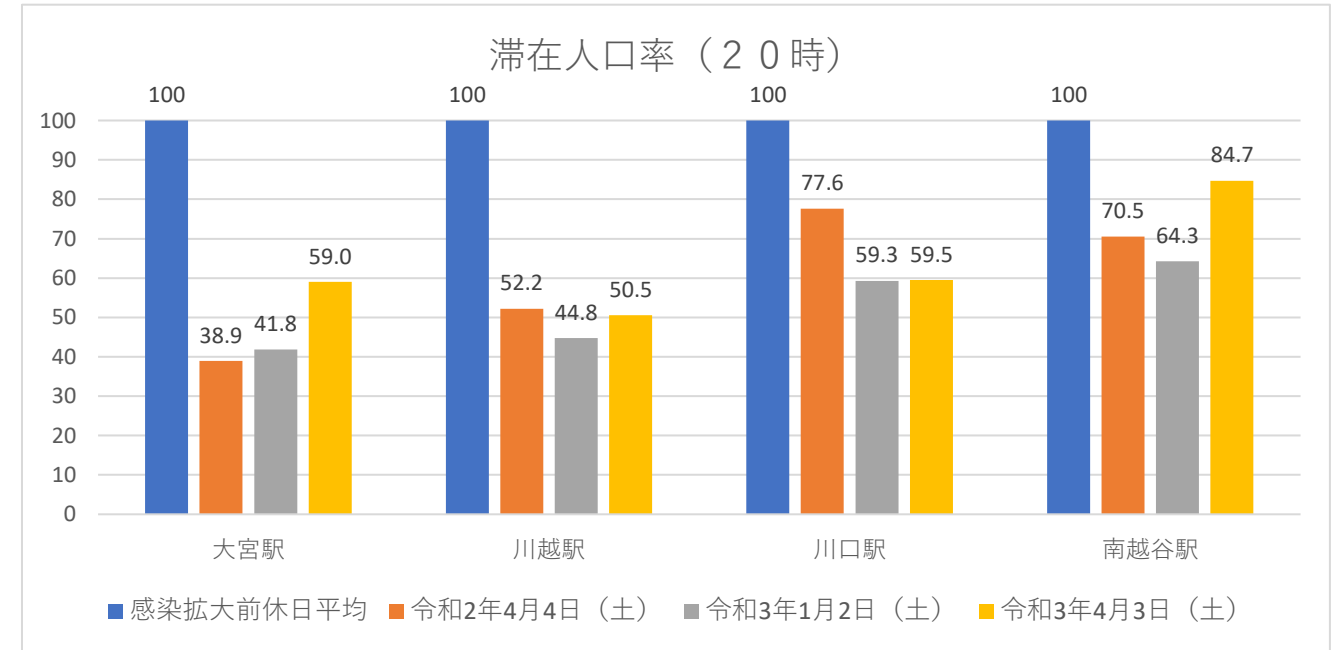
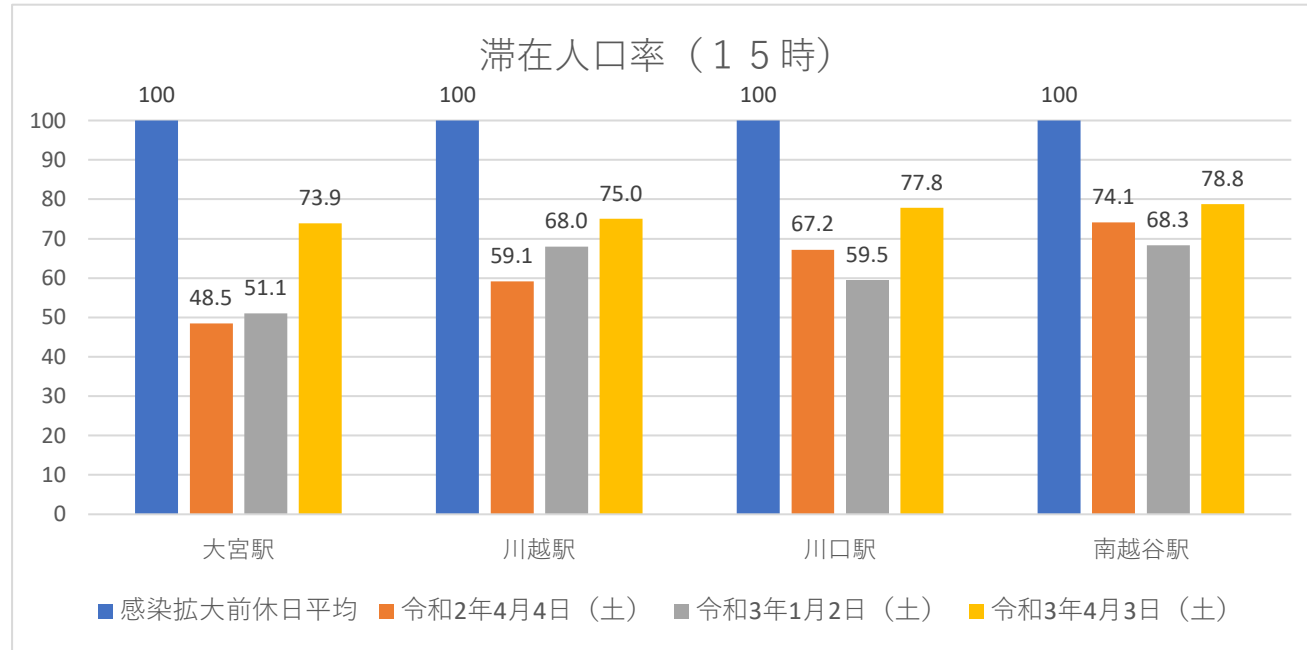
1 日曜日の比較



日 時		大宮駅				川越駅				川口駅				南越谷駅			
		15時		20時		15時		20時		15時		20時		15時		20時	
		滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)
直近	令和3年4月4日(日)	59.0	3.8	37.6	-5.3	64.1	-3.4	41.4	-2.3	56.1	-7.0	56.2	-0.1	71.3	10.7	58.5	-3.8
3カ月前	令和3年1月3日(日)	55.2	17.1	42.9	16.3	67.5	16.0	43.7	9.3	63.1	12.5	56.3	-0.3	60.6	3.1	62.3	10.3
1年前	令和2年4月5日(日)	38.1		26.6		51.5		34.4		50.6		56.6		57.5		52.0	

※データ出典:KDDI Location Analyzer(KDDIがauスマートフォンユーザー同意のもとで取得し、誰の情報であるかわからない形式に加工した位置情報データおよび属性情報(性別・年齢層)を使用しています。)

2 土曜日の比較



日 時		大宮駅				川越駅				川口駅				南越谷駅			
		15時		20時		15時		20時		15時		20時		15時		20時	
		滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)	滞在人口率 (%)	差 (ポイント)
直近	令和3年4月3日(土)	73.9	22.8	59.0	17.2	75.0	7.0	50.5	5.7	77.8	18.3	59.5	0.2	78.8	10.5	84.7	20.4
3カ月前	令和3年1月2日(土)	51.1	2.6	41.8	2.9	68.0	8.9	44.8	-7.4	59.5	-7.7	59.3	-18.3	68.3	-5.8	64.3	-6.2
1年前	令和2年4月4日(土)	48.5		38.9		59.1		52.2		67.2		77.6		74.1		70.5	

※データ出典：KDDI Location Analyzer(KDDIがauスマートフォンユーザー同意のもとで取得し、誰の情報であるかわからない形式に加工した位置情報データおよび属性情報（性別・年齢層）を使用しています。）

I まん延防止等重点措置等の内容

＜県民に対して＞

重点措置区域	重点措置区域以外
特措法第31条の6第2項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、県内飲食店等の利用回避 	特措法第24条第9項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業時間の短縮を要請した時間以降、県内飲食店等の利用回避
特措法第24条第9項に基づく要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県境をまたぐ移動の自粛（特に従来株より感染しやすい可能性がある変異株により感染が拡大している大都市圏等との往来自粛） （医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、通学、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除く） ・ 日中を含めた不要不急の外出・移動の自粛 ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること ・ 感染対策が徹底されていない施設の利用自粛 ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 	
その他のお願い <ul style="list-style-type: none"> ・ ソーシャルディスタンスを確保し、マスクなしでの会話を避けること。特に平日・休日ともに混雑した場所での食事は控えること ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること ・ 会食・飲み会は、できるだけ、同居家族以外ではいつも近くにいる4人まで（家族の場合や介助者を除く）、長時間にならないようにすること ・ マスク・手洗い・アルコール消毒・換気、三密回避を徹底すること ・ 買い物は、できる限り一人で行くこと 	

<事業者に対して>

重点措置区域	重点措置区域以外
<p>特措法第31条の6第1項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和○年○月○○日（○）午前0時から 令和○年○月○○日（○）午後12時まで ・ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請） ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後8時まで 酒類提供時間 午前11時から午後7時まで ・ その他の要請事項 <ul style="list-style-type: none"> □ 特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 （従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の周知、マスクの着用等を正当な理由なく応じない者の入場禁止 など） □ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の呼びかけ、換気の徹底 など） 	<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 施設の使用制限等</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 飲食店の営業時間の短縮等 令和○年○月○○日（○）午前0時から 令和○年○月○○日（○）午後12時まで ・ 対象：飲食店：飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く。） 遊興施設等：バー等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 ※ ネットカフェ、漫画喫茶を除く（感染防止対策の徹底を要請） ・ 内容：営業時間 午前 5時から午後9時まで 酒類提供時間 午前11時から午後8時まで ・ その他の要請事項 <ul style="list-style-type: none"> □ 従業員への検査推奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、入場者へマスクの着用等の周知、マスクの着用等を正当な理由なく応じない者の入場禁止 など □ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の呼びかけ、換気の徹底 など）

重点措置区域	重点措置区域以外
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 感染症対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業種別ガイドラインを使用・遵守し、感染症対策を徹底 ・ 飲食を主として業としている店舗において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該カラオケ設備の利用自粛 <p>※ ガイドライン遵守の是非について、飲食店に対して実地で確認を行い、個別に要請を行うこともある。</p>	
<p>その他のお願い</p> <p>○ 飲食店等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「黙食」「個食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底して利用者に働きかけ <p>○ 職場等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレワークの徹底（目標値：出勤者数を7割削減） ・ 在宅勤務・時差出勤の徹底 ・ 出勤が必要となる職場におけるローテーション勤務等の徹底 ・ 職場・寮における感染防止策の徹底 ・ 従業員への基本的な感染防止策の徹底や、会食自粛等の呼びかけ 	
<p>特措法第24条第9項に基づく要請</p> <p>○ 催物（イベント等）の開催制限</p> <p>【人数上限】5,000人</p> <p>【収容率】大声での歓声・声援がないことを前提とするもの：100%以内 大声での歓声・声援があることを想定されるもの：50%以内 → 人数上限、収容率の人数のいずれか小さいほうとする</p> <p>※ あわせて、営業時間を【措置区域内】午後8時まで（酒類の提供は午後7時まで） 【措置区域外】午後9時まで（酒類の提供は午後8時まで）に短縮していただくようお願いする。</p>	

重点措置区域	重点措置区域以外
<p>その他のお願い</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとするとともに、人数要件及び収容率を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午前11時から午後7時までとする。 	<p>その他のお願い</p> <p>○ 営業時間の短縮及び人数上限等</p> <ul style="list-style-type: none"> 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館には、できる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとするとともに、人数要件及び収容率を催物（イベント等）の開催制限と同じとする。 遊興施設（食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び法第24条第9項で営業時間の短縮を要請する施設を除く。）、物品販売業を営む店舗（1,000㎡超。食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）、サービス業を営む店舗（1,000㎡超。生活必需サービスを除く。）にはできる限り営業時間を午後9時まで、酒類の提供を午前11時から午後8時までとする。

<教育委員会に対して>

重点措置区域	重点措置区域以外
<p>特措法第24条第7項に基づく要請</p> <ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会に対し、県立学校における感染防止対策の徹底を要請 	

II まん延防止等重点措置等とあわせた対応

重点措置区域	重点措置区域以外
<p>○ 県主催イベント等の取扱い</p> <p>県主催イベント・行事については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じることを条件として開催する。</p> <p>○ 屋内県有施設の取扱い</p> <p>屋内県有施設については、営業時間の短縮及び人数上限等の要請を受けている施設と同様の要請を遵守し、次に掲げる徹底した感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件として開館する。</p> <p>◇ 以下の行為を伴う利用は禁止する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 飲食・飲酒（利用者の持ち込みによるものも含む）・ 宿泊施設・シャワー等の使用・ 大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）・ 身体的な接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く）・ その他、県が定める措置を逸脱する等の行為 <p>◇ 以下の感染防止対策を徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ マスク着用、手指消毒、検温など来場者の感染対策・ 諸設備の消毒、施設スタッフの体調管理の徹底・ 三密を回避するための入場制限、来場者導線や社会的距離を確保する等の感染対策。・ 接触確認アプリ（COCOA、埼玉県LINE コロナお知らせシステム）の導入・ その他、業種ごとのガイドライン、及び施設ごとに定めた「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の厳守	